

災害時における建設機械の
提供に関する協定書

上 田 市
株式会社 竹内製作所

災害時における建設機械の提供に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と株式会社 竹内製作所（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により上田市に災害対策本部が設置された災害、又は当該災害と同程度の緊急性を有する災害であって、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲及び乙双方の合意により、乙が保有する建設機械の提供が必要であると認められるものをいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策及び災害復旧等（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が実施する応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、乙が保有する建設機械（運転者を除く）を提供することについて、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時、乙に対し乙の保有する建設機械の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し、乙の業務に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙が甲に提供する建設機械の選定及び数量は、甲乙協議により、乙が決定する。

（要請の方法等）

第3条 甲は、乙に前条の要請を行う場合、乙に対し「災害時における建設機械の提供要請書」（様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受諾する場合、甲に対し「災害時における建設機械の提供受諾書」（様式第2号）を提出するものとする。ただし、甲が口頭又は電話等の方法で要請した場合は、乙は書面に代わる方法で受託することができる。

3 甲の要請事項に変更が生じた場合には、甲乙協議の上、変更するものとする。

（運搬、引渡し）

第4条 乙は、建設機械を甲の職員又は甲の指定する者に対し、甲乙協議の上、決定した引渡し場所において引渡しするものとする。

2 前項の規定による引渡しに際し、甲の職員又は甲の指定する者は、様式第1号の写しを乙に提示しなければならない。ただし、様式第1号の写しを提示できない場合は、甲乙間で確認済みの身分証を提示するものとする。

3 甲の職員又は甲の指定する者は、当該建設機械及び引渡し場所が様式第2号に記載されたものと一致することを確認し、この確認をもって引渡しは完了するものとする。

4 引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合には、甲の指定する者がこれを行うものとする。

5 応急対策終了後に乙が提供した建設機械の引上げの運搬の手配に関しては、甲乙協議の上、行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙又は甲の指定する者が建設機械の運搬をする場合、引渡し場所まで通行できるよう努める。

（経費の負担）

第6条 建設機械の使用に係る燃料費及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する。

2 前項の経費及び費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責についてすべて甲が負担するものとする。

(平時からの連携)

第8条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発等の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第9条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲乙があらかじめ「連絡調整者名簿」(様式第3号)により指定した者が行う。なお、甲乙は当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対してすみやかに送付するものとする。

(履行義務の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印又は署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月26日

甲 長野県上田市大手1丁目11番16号

上田市

上田市長 土 屋 陽 一

乙 長野県埴科郡坂城町大字上平205

株式会社 竹内製作所

代表取締役社長 竹 内 敏 也

年 月 日

株式会社 竹内製作所
代表者 様

上田市長

災害時における建設機械の提供要請書

「災害時における建設機械の提供に関する協定書」第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり建設機械の提供を要請します。

記

- 1 災害発生日 年 月 日
- 2 被害の状況
- 3 貸出希望期間
- 4 応急対策の場所・内容
- 5 引渡し希望場所
- 6 担当者
所 属：
役職・氏名：
勤務先電話：
携 帯 電 話：
メールアドレス：
- 7 その他の要請及び連絡事項等

年 月 日

上田市長

株式会社 竹内製作所
代表者

災害時における建設機械の提供受諾書

「災害時における建設機械の提供に関する協定書」第3条第2項の規定により、下記のとおり建設機械の提供を受諾します。

記

1 要請受諾日 年 月 日

2 貸出期間

3 貸出建設機械

4 運搬方法・引渡し場所

5 担当者

所 属：

役職・氏名：

勤務先電話：

携 帯 電 話：

メールアドレス：

6 その他連絡事項等

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	上田市
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	上田市
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社 竹内製作所
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
メールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社 竹内製作所
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
メールアドレス：	

※この名簿に記載の個人情報、本協定に必要な範囲内でのみ利用されます。